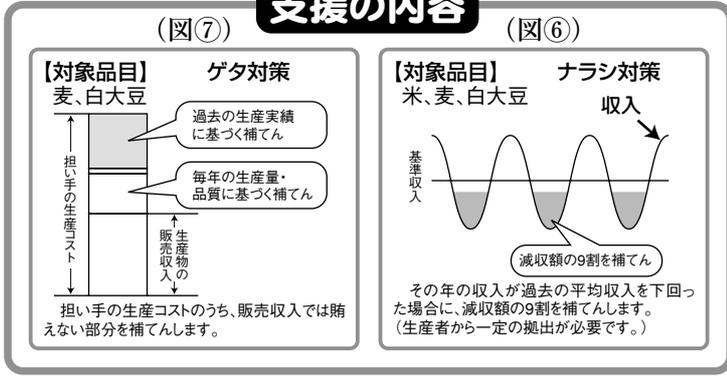


支援の内容



は、農業者が国（近畿農政局や京都統計情報センター南丹庁舎など）へ申請し、国が定める要件を満たしていれば加入できます。また、それぞれの要件については加入要件が緩和される特例基準が設けられています。国が定める要件を満たしていただければ加入できます。

① 経営面積による要件と特例
 農地基本台帳上の現況地目のうち「田」「畑」の合計面積

② 生産調整を担う受託組織の要件と特例
 地域の米の生産調整面積（米を作っていない耕地面積）の半分以上を受託する組織は、地域の生産調整率をもとに加入要件が緩和されます。南丹市では経営面積が四・二畝まで緩和されます。

③ 農業所得による要件と特例
 認定農業者（個人・法人）の場合、南丹市の農業の発展を目指して地域農業者の目標として定めた「農業経営基盤の促進に関する基本的な構想」（以下 基本構想）による農業経営の目標となる所得（南丹市では四百万円）の二分の一を超え、かつ対象品目（米・麦・白大豆）を合わせた収入

で判断します。南丹市は経営面積が全国平均より少ないので、次のように緩和されます。
 〈認定農業者（個人・法人）の場合〉
 経営面積の基準は四畝ですが、南丹市は三・一畝まで緩和されます。
 〈集落営農組織の場合〉
 経営面積の基準は二十畝ですが、南丹市は十五・六畝まで緩和されます。

■ 対策加入者への支援の内容
 認定農業者や集落営農組織が対策に加入すると国からの支援が受けられます。対策は、収入の変動の影響を緩和するための補てんと、諸外国との生産条件格差を是正するための補てんの二つの内容からなります。

① 収入の変動の影響を緩和するための補てん（ナラシ対策）
 今までは各品目ごとに助成が行われていた米・麦・白大豆が、図⑥のように基準収入に対する補てんになります。これは各品目ごとにその年の収入が、基準収入（過去五カ

年）の収入のうち最も高い収入と低い収入を除く三カ年の平均）を下回った場合に、その合計の減収額の9割が補てんされるものです。

② 諸外国との生産条件格差を是正するための補てん（ゲタ対策）
 生産コストの安い諸外国から輸入されてくる、麦・白大豆の国内での自給率を高めるため、担い手の生産コストのうち、生産物の販売収入では賄えない部分は、平成十六年から十八年産の平均生産実績に基づく額と、毎年の生産量および品質に基づく額を合わせた額で国から補てんされます。（図⑦）

■ 南丹市とつながる農業者支援
 南丹市では、これらの国政における農政改革を有効に活用し、安心して農業ができる環境を整えていくとともに、京都府や南丹市独自の農業振興事業と併せて地域の気候風土の特性を生かした農業特産物づくりへの支援を行い、地域における農業の振興を目指していきます。

また、「農地・水・環境保全

一定要件をそなえた集落営農組織：●組織として規約がある。●経理を一元化している。●農業所得の目標が定められている。●五年以内の農業法人化を計画している。●地域の三分の二以上の農地集積を目標としている

用語解説

※3 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業の経営計画を申請し、市町村の認定を受けている農業者

※4 一定要件をそなえた集落営農組織：●組織として規約がある。●経理を一元化している。●農業所得の目標が定められている。●五年以内の農業法人化を計画している。●地域の三分の二以上の農地集積を目標としている

■ 問い合わせ先
 市役所農林商工課
 TEL 〇七七一—六八—〇〇五〇

各支所産業振興課

- 園部 TEL 六八—〇〇—二二
- 八木 TEL 四二—二二—〇〇
- 日吉 TEL 六八—〇〇—三三
- 美山 TEL 六八—〇〇—四二